

業務及び行事等の開催に関する町対処方針（2021.10.1）

▶ 基本方針

感染の拡大防止と社会経済活動の維持及び日常生活の回復に向けて、業務及び行事等の開催、施設等の使用にあたっては、必要な基本的感染防止対策の遵守を条件とする。

必要な感染防止対策を担保できないものについては、原則中止または延期とする。

▶ 対処期間

- ・当面の間（10月下旬を目途とする：10月中の感染状況を見極め判断する）

▶ 会議、出張について

- ・オンライン会議等を積極的に活用し、対面等が必要な場合については感染症対策の条件を遵守すること
- ・町外への出張は、人数・移動時間・移動手段・出張地の感染状況を勘案し慎重に判断すること
- ・会議後の懇親会等への参加については、その実施内容（感染防止対策等）を把握したうえで慎重に判断すること

▶ 行事イベント等の開催について

- ・行事等の実施に際しては、感染防止対策の条件を遵守すること
特に飲食の提供を伴う場合は、実施可否について協議すること
- ・共催については、町の方針を踏まえ、感染防止対策が担保されているか確認をおこなうこと

▶ 施設の利用条件について

- ・施設利用については感染症対策を担保した上で、感染防止対策の条件を参照すること
- ・指定管理先については、開館・閉館についての協議を踏まえ、最終判断は管理者が行うこと

▶ その他

感染対策の条件等について「日常生活の回復」を実現するための合理的な判断が必要な場合は協議をおこなうこと

町主催行事会議等の実施条件

- ▶三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底
- ▶大声での発声等、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ▶適切な感染防止対策（マスク、消毒、換気、検温、名簿作成、体調不良者の入場制限）を講じること
- ▶出席者（参加者）の特定ができること
- ▶感染リスクが高まる「5つの場面」の要件への対策が担保できていること
(飲酒、大人数や長時間の会食、マスクなしの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)

会議等については上記に加え、次の事項を遵守すること

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 換気 | 開催中は常に換気し、30分に1回は全面換気を実施すること |
| 飛沫防止 | マスク着用・パーテーションの設置を徹底すること |
| 参加者の距離確保 | 使用会議室の定員を遵守し、参加者の距離を密接しない一定の距離を確保すること |
| 本庁舎 | 第一会議室 10名 第二会議室 6名 |
| 中央公民館 | 1.2研修室 15名 3研修室 25名 4研修室 8名 大ホール 100名 |
| 参加者の記録 | 万が一陽性者が出了場合に備え、参加者の体調、会議の着席表等を記録すること |

町施設使用条件

必要な基本的感染防止条件を満たし、少人数での使用を原則とする。ただし、次の条件も満たしたものとする。

屋内：100人以下、かつ施設収容定員の半分以下

屋外：200人以下かつ人と人の距離をできるだけ2m（少なくとも1m確保）できること

※但し、学校園施設については教育委員会の運営方針等の決定事項による。

中止・延期条件

- ▶町内でクラスターが発生していると認められる場合
- ▶参加者の構成等により本部長が感染リスクが高いと判断した場合

その他

※上記の要件を元に開催の判断については国対処方針等も参考に合理的な判断をすること

※共催の場合は主催者と上記指針等を参考に協議し、判断すること

※感染対策の上記条件の変更は感染症対策本部から通達することとし、当面の間、継続することとする